

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月1日（令和6年（行情）諮問第108号）

答申日：令和8年3月25日（令和7年度（行情）答申第1053号）

事件名：陸上自衛隊幹部学校における調査研究に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる39文書（以下、順に「文書1」ないし「文書39」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月24日付け防官文第19863号及び平成29年6月30日付け同第10287号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1

アないしカ （略）

(2) 審査請求書2

アないしカ （略）

キ 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる39文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年11月24日付け防官文第19863号によ

り、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、平成29年6月30日付け防官文第10287号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2ないし文書39について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7年及び約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(4) (略)

(5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年2月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 令和8年2月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件諮問において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書4の27枚目ないし29枚目、31枚目及び32枚目のそれぞれマスキング処理により不開示として取り扱われている部分は、原処分2に係る開示決定通知書の別紙第2の「不開示とした部分」欄に含まれておらず、当該部分は、原処分2においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(2) 別表の番号1に掲げる部分には、陸上自衛隊の行った防衛構想に資するための諸研究に係る情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号2に掲げる部分には、自衛隊の通信システムに関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号3及び番号6に掲げる部分には、陸上自衛隊の運用に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について検討するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号4に掲げる部分には、自衛隊の緊急時の内線番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急時の連絡先や連絡体制

が明らかとなり、有事等の際に、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を来すなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (6) 別表の番号5に掲げる部分には、自衛隊の各教範類の改訂等にあたって、自衛隊内において検討した内容が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊内で行われた検討の具体的な内容が明らかとなり、将来の同種の検討作業において自衛隊での自由かつ達な議論に支障を来す等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (7) 別表の番号7に掲げる部分には、陸上自衛隊の編制に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約7年及び約6年5か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、各審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「調査研究」（「陸上自衛隊幹部学校組織規則」（昭和34年陸上自衛隊訓令第15号）第13条に該当するもの全て。ウラ面に参考プリントアウト

2 本件対象文書

- 文書1 陸自教範「警務科運用」起草要領（案）に対する意見提出について（回答）（業連研第3号。28.6.27）（別紙を除く）
- 文書2 平成27年度研究計画（27.3.2）研究課
- 文書3 平成27年度部隊実験計画について（通知）（研本研第59号。27.6.29）
- 文書4 平成27年度部隊実験実動検証実施に関する第2師団一般命令（2師般命第42号電。27.8.17）
- 文書5 「平成27年度部隊実験実動検証実施に関する第2師団一般命令」の一部を変更する第2師団一般命令（2師般命第44号電。27.8.19）
- 文書6 部隊実験全般計画について（通知）（陸幕情研第63号。28.3.18）
- 文書7 平成27年度部隊実験の研究成果について（報告）」（研定第3号）（研本研第27号。28.3.28）
- 文書8 平成28年度部隊実験（前段）実施計画について（通知）（研定第1号）（研本研第29号。28.3.28）
- 文書9 平成28年度部隊実験（前段）及び第1次夏季訓練検閲実施に関する第2師団一般命令（2師般命第22号電。28.4.6）
- 文書10 平成28年度部隊実験（前段）及び第1次夏季訓練検閲実施に関する第2師団一般命令の一部を変更する第2師団一般命令（2師般命第31号電。28.4.25）
- 文書11 平成28年度部隊実験（前段）及び第1次夏季訓練検閲実施に関する第2師団一般命令の一部を変更する第2師団一般命令（2師般命第37号電。28.5.22）
- 文書12 平成28年度部隊実験（後段）実動検証実施に関する第2師団一般命令（2師般命第58号電。28.7.19）
- 文書13 起草要領（案）及び起草計画（案）について（回答）（幹学研第2号。27.5.25）
- 文書14 陸自教範「機動戦闘車中隊（仮称）（試行案）」起草要領、陸自教範「戦闘上陸中隊（仮称）（試行案）」起草要領、訓練資料

- 「機動戦闘車（仮称）（試行案）」起草計画及び訓練資料「水陸両用車（仮称）（試行案）」起草計画について（申請）（富学機第144号。27.7.23）
- 文書15 陸自教範「即応機動連隊（仮称）（試行案）」一次案概要及び同「水陸機動中隊（仮称）（試行案）」一次案概要に対する意見提出について（依頼）（幕通研第4号。28.1.19）
- 文書16 陸自教範「即応機動連隊（仮称）（試行案）」一次案（概要）、同「水陸機動中隊（仮称）（試行案）」一次案に対する意見について（回答）（幹学研第3号電。28.2.18）
- 文書17 陸自教範「機動戦闘中隊（仮称）（試行案）」1次案概要及び同「戦闘上陸中隊（仮称）（試行案）」1次案概要に対する意見提出について（依頼）（幕通研第1号。28.1.8）
- 文書18 陸自教範「機動戦闘中隊」（仮称）（試行案）」及び「戦闘上陸中隊」（仮称）（試行案）」に関する意見照会について（幹学研第2号電。28.2.3）
- 文書19 起草要領（案）及び起草計画（案）について（回答）（幹学研第4号。27.6.30）
- 文書20 陸自教範「基本教練」（一次案）に対する意見について（回答）（幹学研第5号電。28.5.13）
- 文書21 起草要領（案）及び起草計画（案）について（回答）（幹学研第3号。27.6.15）
- 文書22 陸自教範「野戦特科大隊（試行案）」及び同「野戦特科中隊（試行案）」起草要領（案）について（申請）（富学特第154号電。27.6.30）
- 文書23 陸自教範「野戦特科大隊（試行案）」（一次案）及び陸自教範「野戦特科中隊（試行案）」（一次案）に対する意見の提出について（依頼）（幕通研第10号。28.3.31）
- 文書24 陸自教範「野戦特科大隊（試行案）」（一次案）及び陸自教範「野戦特科中隊（試行案）」（一次案）に対する意見について（回答）（幹学研第6号電。28.5.13）
- 文書25 陸自教範「通信科運用（試行案）」起草要領（案）に対する意見提出について（回答）（業連研第8号。27.6.29）
- 文書26 陸自教範「通信科運用（試行案）」起草要領（案）について（申請）（通学研第83号。27.7.27）
- 文書27 陸自教範「通信科運用（試行案）」1次案に対する意見の提出について（依頼）（幕通研第16号。28.6.2）
- 文書28 陸自教範の起草要領について（上申）（武学研第11号。27.7.9）

- 文書 29 陸自教範「化学科運用」一次案に対する意見提出について（依頼）
（業連研第36号。27. 9. 14）
- 文書 30 陸自教範「化学科運用」一次案に対する意見提出について（依頼）
（幕通研第19号。27. 10. 9）
- 文書 31 陸自教範「化学科運用」一次案に対する意見提出について（回答）
（業連研第19号。27. 10. 29）
- 文書 32 陸自教範「化学科運用」研究成果（終了報告）について（報告）
（研定第3号）（化学研第6号。28. 4. 6）
- 文書 33 陸自教範「普通科運用」改正案（案）等について」に関する意見
提出（依頼）（幕通研第24号。27. 12. 22）
- 文書 34 陸自教範「普通科運用」（改正案）（案）等に関する意見につ
いて（回答）（幹学研第1号。28. 2. 3）
- 文書 35 教範類の起草要領（案）及び起草計画（案）に対する意見につ
いて（回答）（幹学研第7号電。28. 5. 13）
- 文書 36 陸自教範「警務科運用」起草要領（案）に対する意見提出につ
いて（回答）（業連研第3号。28. 6. 27）（別紙のみ）
- 文書 37 陸自教範「衛生科運用」起草要領（案）に対する意見の提出につ
いて（回答）（業連研第4号。28. 6. 27）
- 文書 38 陸自教範「普通科運用（試行案）」起草要領（案）について（回
答）（幹学研第11号電。28. 8. 9）
- 文書 39 陸自教範「機甲科運用（戦車）」改正案（一次案）に対する意見
について（依頼）（幕通研第21号。28. 8. 10）

別表（原処分で不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	3 枚目～6 枚目、9 枚目～19 枚目及び22 枚目～26 枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の作成した防衛構想に資するための諸研究に係る情報であり、これを公にすることにより、防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 4	3 枚目、6 枚目～8 枚目、10 枚目～13 枚目、15 枚目～26 枚目、30 枚目、33 枚目～62 枚目、64 枚目、70 枚目、71 枚目、76 枚目及び99 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	3 枚目～5 枚目及び8 枚目～10 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	2～6、8、9、13 及び18～178 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	3 枚目、4 枚目、6 枚目、7 枚目、12 枚目、14 枚目～21 枚目、23 枚目、25 枚目及び28 枚目～34 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	4 枚目～6 枚目、10 枚目～14 枚目、16 枚目～24 枚目、26 枚目～43 枚目、45 枚目及び46 枚目のそれぞれ一部	
	文書 10	3 枚目～6 枚目、10 枚目～14 枚目、16 枚目～24 枚目、26 枚目～43 枚目及び4	

		5枚目～49枚目の一部	
	文書12	4枚目、5枚目、11枚目及び13枚目～54枚目のそれぞれ一部	
	文書34	4枚目～11枚目のそれぞれ一部	
2	文書4	79枚目～82枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、通信要領等が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書9	56枚目、57枚目のそれぞれ一部	
	文書10	59枚目及び60枚目のそれぞれ一部	
	文書12	62枚目～64枚目のそれぞれ一部	
3	文書5	5枚目～13枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書11	5枚目～17枚目の一部	
	文書18	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
4	文書9	72枚目の一部	緊急時の連絡先に関する情報であり、これを公にすることにより、緊急時の連絡態勢が推察され、有事等の際に攻撃、妨害等の目標になるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書10	75枚目の一部	
	文書12	81枚目の一部	
5	文書13	2枚目～5枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の検討に係る情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損
	文書16	2枚目～5枚目のそれぞれ一部	

	文書 1 8	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	なわれるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 9	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 1	2 枚目の一部	
	文書 2 3	2 枚目及び 4 枚目～ 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4	2 枚目～ 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 7	3 枚目～ 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 1	2 枚目～ 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 4	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 5	2 枚目の一部	
	文書 3 6	1 枚目の一部	
	文書 3 7	2 枚目の一部	
	文書 3 8	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
6	文書 1 5	5 枚目、7 枚目～ 2 4 5 枚目、2 4 7 枚目～ 3 1 7 枚目及び 3 1 9 枚目～ 4 4 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 9	4 枚目～ 7 7 枚目、7	
	文書 3 0	9 枚目～ 3 1 3 枚目、3 2 2 枚目～ 3 3 5 枚目、3 3 8 枚目～ 3 8 6 枚目、3 8 8 枚目～ 4 0 8 枚目及び 4 1 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 9	7 枚目～ 7 7 枚目のそれぞれ一部	

7	文書26	9枚目～12枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の編制に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
---	------	-----------------	--

※当審査会事務局にて整理した。